

島根県消費・安全対策交付金交付要綱

制 定 平成17年4月15日 農畜第601号
最終改正 令和3年6月1日 農畜第269号

第1 県は、島根県消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月15日付け農畜第573号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村及び事業実施主体（以下「市町村等」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 市町村等は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第4 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、知事が別に定める日までとする。

第5 市町村等は、規則第9条の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合及び交付金額の増額を伴う変更をしようとする場合には、別記様式第2号の交付金事業変更（中止又は廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 市町村等は、前項に定める場合のほか、交付金額の減額をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

第6 次に掲げる以外の変更は、軽微な変更とし、第5に規定する申請書の提出を要しない。

(1) 実施要綱第3の規定に基づく事業実施計画書に掲げる目標値の変更

(2) (1)の事業実施計画書に掲げる目標の追加又は削除並びに事業実施主体の変更を含む変更

第7 市町村等は、規則第9条第2項の規定に基づき知事の指示を求める場合には、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合のうち、交付金の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

第8 市町村等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第5号により交付金事業遂行状況報告書を作成し、翌月の10日までに知事に提出するものとする。ただし別記様式第6号の概算払請求書をもって代えることができるものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村等に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

第10 規則第10条の実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。

2 前項の書類の提出期限は、交付金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。ただし、交付金の全額を概算払により交付された場合は、交付金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日とする。

3 第3第2項ただし書により交付の申請をした市町村等は、前項の実績報告書を提出するに当たって同ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第3第2項ただし書により交付の申請をした市町村等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式

第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

第11 市町村等は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第13条第2項で定める期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 市町村等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ中国四国農政局長の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第13 市町村等は、交付金事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、交付金事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告してその指示を受けなければならない。

第14 当該交付金に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

2 前項及び第15に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳はその他関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第15 市町村等は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別金額を明らかにする別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第16 市町村等は間接補助事業者に交付金を交付するときは、本要綱第4から第15までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(2) (1)の財産のうち減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、市町村等の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度資金の融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に具体的に記載してある場合は、次の条件により交付事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

2 間接交付事業者が処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分する場合において、承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。

3 間接交付事業者から取得財産等の処分に係る収入の全部又は一部に該当する額を収納した場合は、当該相当額を国に納付しなければならない。

4 間接交付金事業について、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附則

1 この改正は、平成18年4月3日から施行する。

2 この改正前の島根県食の安全・安心確保交付金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（トレーサビリティシステムの導入の促進及び地域における食育の推進）にあつては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附則

この改正は、平成19年4月2日から施行する。

附則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正前の島根県食の安全・安心確保対策交付金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（生鮮農産物の安全性の確保及び地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援に限る。）にあつては、旧要綱の規定は、なお、その効力を有する。

附則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月6日から施行する。

附則

この改正は、平成25年5月16日から施行する。

附則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年4月9日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成29年4月11日から施行する。

附則

この改正は、平成30年4月2日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知による改正は、令和2年5月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金交付要綱に基づく事業メニューにあつては、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

附則

- 1 この通知による改正は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金交付要綱に基づく事業メニューにあつては、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表

区分	目的	目標	経費	交付率	
I. 食料安全保障確立対策推進交付金	1 農畜水産物の安全性の向上	(1-1) 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証 ①法律補助分 ②その他分 (1-2) 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進 (2) 農薬の適正使用等の総合的な推進	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 同上 同上	実施要綱別表1の交付率の欄に掲げる交付率とする。 同上 同上	
	2 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	(1) 家畜衛生の推進 (2) 病虫害の防除の推進 (3) 重要病虫害の特別防除等	同上 同上 同上	同上 同上 同上	
	II. 食料安全保障確立対策整備交付金	伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進 ① 高度バイオセキュリティ対応施設整備	同上	同上
			② 地域における車両消毒施設整備 ③ 野生動物侵入防止柵整備 ④ 附帯事務費 ①及び④の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び検討に要する経費	同上	同上